

# 令和7年度第4回那珂川市農業委員会会議録

令和7年7月10日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和7年度第4回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和7年7月10日（木） 午前9時27分～午前11時00分  
場 所 都市整備部 外会議室

## 1. 議事録署名人

5番 飛永 洋

6番 白水照美

## 2. 議 案

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地転用計画変更承認申請について

議案第24号 農用地利用集積等促進計画について

議案第25号 非農地証明願について

議案第26号 那珂川市農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について

## 3. 報 告

報告第10号 専決処分について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書（相続）について

## 4. その他

①令和7年度農地パトロール（利用状況調査）について

②農業委員会女性委員登用推進シンポジウムの開催について

③新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について

## 4. 出席委員

### 農業委員

会長 結 城 五 子

1番 藤 野 由紀雄

2番 内 野 学

3番 井 上 和 秀

4番 池 田 政 幸

5番 飛 永 洋

6番 白 水 照 美

7番 小 森 眞理子

農地最適化推進委員

2番 三角 貴博

4番 神代 敏之

3番 山崎 美代子

5番 上野 善勝

5. 欠席委員

農業委員 なし

農地最適化推進委員 1名

6. 事務局

農業委員会事務局

事務局長 上溝 朋之

係長 手嶋 雄美子

書記 小熊 宏弥

会議に出席した説明者

那珂川市区画整理課 川内 まみ

## 午前9時27分 開会

### ○事務局長

開会時間前でございますけれども、皆様おそろいでございますので、始めさせていただきます。

それでは、開会となりますので、携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにお切り換えください。

また、発言の際はマスクを外して発言のほうをよろしく願いいたします。

### ○議長

おはようございます。それでは、ただいまから令和7年度第4回那珂川市農業委員会総会を開会します。本日は、推進委員1名が欠席です。

それでは、審議に入ります前に議事録署名人の指名を行います。5番、飛永洋委員と、6番、白水照美委員を指名します。よろしく願いします。

それでは、議案に入ります。

議案第22号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

### ○事務局

農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

農地法第3条の許可は、農地を農地のまま売買したり贈与したりして、所有権などを移転するための許可になります。今回は売買によるものです。

こちらの議案書の2ページをお願いします。資料編は2ページをお願いします。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。契約の内容は売買による所有権の移転です。

議案書の3ページをお願いします。

譲受人自身が現在所有している農地はありません。

議案書の7ページの営農計画書を御覧ください。

申請理由については、取得する農地が譲受人の住所に隣接する農地であり、所有者の売却の意向を受けて申請に至ったとのことでした。

作付・収益計画等はブルーベリーと梅で、どちらも自家消費となっています。

農作業に従事する世帯員等は、本人のほかに2人です。

次に、8ページをお願いします。

使用する農機具はありません。

通作方法等は、通作距離が50メートル、所要時間は約1分、交通手段は徒歩です。

農業経験については、家庭菜園でブルーベリー等を栽培されていたとのことでした。

次の9ページが登記事項証明書、10ページが字図、11ページが位置図、通作図です。

資料編の1ページ、こちらに判断基準が書いてあります。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしていると判断します。

本日、担当の委員が欠席ですので、代わりに現地の報告をさせていただきます。

申請者と共に現地立会を行い、申請のとおり問題がなかったとの報告を受けております。説明は以上になります。

**○議長**

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございます。全員賛成により、議案第22号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第22号、番号2、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

**○事務局**

それでは、議案書の13ページをお願いします。資料編、航空写真の薄い冊子のほうは3ページをお願いします。こちらが該当の土地でございます。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。

契約の内容は売買による所有権の移転です。

議案書の14ページを御覧ください。

所有農地が9,191平米ございます。

次に、議案書の18ページの営農計画書をお願いします。

こちら1点修正がございまして、18ページの下段の3、農作業に従事する世帯員等の状況の右側のほう、農業以外の職業についてですが、現在空欄になっておりますが、業種が製造業であり、年間従事日数は240日とのことです。加筆をお願いします。

申請理由については、所有者が売却の意向があり、また、譲受人が野菜作りをしたいという意向があり、申請に至ったとのことです。

作付・収益計画はナスと水稻であり、今回の農地ではナスを作付予定です。出荷先は、どちらもゆめ畑となっております。

農作業に従事する世帯員等は本人のみです。

次に、議案書の19ページをお願いします。

トラクターと田植機を所有しており、自宅倉庫にて保管しています。

通作方法等は、通作距離が1キロ、所要時間は約5分、交通手段は徒歩です。

農業経験については、約30年間、米づくりの経験があるとのことです。

20ページが登記事項証明書、21ページが字図、22ページが位置図及び通作図です。

今回の申請につきましても、判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件を満たしていると判断します。

説明は以上になります。

○議長

では、担当の推進委員の意見ををお願いします。

○推進委員

申請どおり問題はありません。水稻は30年間作っておりまして、次回はここの土地を購入してナス等を作りたいということでした。問題ないかと思います。

○議長

ありがとうございます。それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第22号、番号2は許可することに決定しました。

次に、議案第23号、番号1、農地転用計画変更承認申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

農地転用計画変更承認申請について説明します。

まずは、議案書の24ページをお願いします。資料編は4ページをお願いします。

今回の申請は、令和6年12月12日付で農地転用許可が出た案件の計画変更の申請です。工事完了報告までに当初の計画から変更があった場合、農地転用計画変更承認申請を出していただく必要があります。

申請人の住所、氏名、土地の所在等は申請書記載のとおりです。

具体的な変更点は建築物等の変更です。建物の工事内容が一部変更になった点と、用排水関係が上水道接続から井戸へ、下水道管は管を引く経路を変更するという点です。

変更承認の要件として、変更後の転用事業により、周辺の地域における農業に及ぼす影響が変更前の事業に比べて同程度またはそれ以下であると認められる場合は承認することができることとなっております。

農地転用による隣接地等への影響は、変更前と変わらず変更承認の要件は満たしております。

説明は以上です。

○議長

何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

## ○議長

全員賛成により、議案第23号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第24号、番号1から3、農地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

農用地利用集積等促進計画についてを説明します。

議案書の30ページをお願いします。資料編は、5ページが該当の土地です。

利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用権を設定する者の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権、期間等は記載のとおりです。

次の31ページに申出書の写しを添付しています。

32ページは耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地で水稻を作付予定です。

次に、議案書の33ページをお願いします。

こちらの該当の土地、資料編は6ページ、航空写真のほうは6ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用権を設定する者の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権、期間等は記載のとおりです。

次のページの34ページに、申出書の写しを添付しています。

35ページは耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地で、ナス、トマト、キュウリなどの野菜を作付予定です。

次に、議案書の36ページをお願いします。資料編は7ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用権を設定する者の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権、期間等は記載のとおりです。

37ページを御覧ください。37ページに申出書の写しを添付しています。

38ページは耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地で、記載のとおり野菜を作付予定です。

説明は以上です。

## ○議長

何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

## ○議長

全員賛成により、議案第24号、番号1から3は承認されました。

次に、議案第25号、番号1、非農地証明について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

非農地証明願についてを説明します。

議案書の40ページをお願いします。資料編は11ページをお願いします。

願出人の住所、氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。

41ページに土地の登記事項証明証、42ページに字図、43ページに位置図を添付しております。

こちらは現地確認を行いました、家屋の下であり、コンクリート敷きとなっている状態で、農地として耕作することは難しい土地と判断いたしました。

説明は以上です。

**○議長**

今説明がありましたけど、担当の委員の意見をお願いします。

**○農業委員**

先日、6日に現地確認をいたしました。既に横は家が建っているんですね。横に擁壁がもう建ってまして、現地を確認しましたところ間違いありませんので、報告いたします。

**○議長**

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**○議長**

全員賛成により、議案第25号、番号1は承認されました。

次に、議案第25号、番号2、非農地証明について、事務局よりお願いします。

**○事務局**

非農地証明願についてを説明します。

議案書の45ページをお願いします。資料編は12ページを御覧ください。

願出人の住所、氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。

46ページに土地の登記事項証明書、47ページに字図、48ページに位置図を添付しております。こちらの土地の登記地目は山林となっておりますが、課税地目が畑となっているため、所有権移転をする際に、法務局より農業委員会からの転用許可書もしくは非農地証明書の添付が求められます。

現地確認を行いました、急な斜面を上った先に該当の土地があり、雑草等が生い茂り、平成10年に相続で取得して以降、一度も使用しておらず、農地として耕作することは難しい土地と判断いたしました。

説明は以上です。

**○議長**

それでは、委員の意見をお願いします。

**○農業委員**

6月23日に現地確認しました。先ほど事務局の方から言われたとおりでした。

以上です。

○議長

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

○農業委員

登記簿上、地目は山林ですが、課税地目が一般畑で、登記簿上の課税じゃないわけですか。どういう意味ですか。

○事務局

恐らく想定がされるのが、登記地目は山林になるんですけども、課税地目ということで、固定資産税の担当が、いつ調査をされたか細かい情報はわかりませんが、恐らくそのときに耕作されていた形があったと思います。それがあって課税地目が畑と判断されています。実際に登記地目どおりに課税というのは必ずしもされることはありませんので、課税地目としては農地として判断をされています。実際に現地を確認して行っていくと、農地としてはとてもじゃないですけども利用ができないような状況となっていました。

○議長

よろしいでしょうか。

○農業委員

はい。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第25号、番号2は承認されました。

次に、議案第26号、那珂川市農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について、本日、都市計画課とコンサルタントの〇〇株式会社より説明があります。

皆さんにお諮りしますが、入室を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、異議がないようですので、入室をお願いします。

〔都市計画課、コンサルタント入室〕

○議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

那珂川市農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取についてを説明いたします。

議案書は49ページをお開きください。

仲・五郎丸地区の土地区画整理事業について説明します。

現在、市より、仲・五郎丸地区において土地区画整理事業が進められています。該当の土地は農業振興地域の農用地区域が含まれているため、原則、転用が認められない土地です。農用地区域を農地以外として利用するためには、転用する目的にもよりますが、農用地区域から除外する手続が必要になります。そのため、市より、本会に対する農用地区域から除外することについての意見照会でございます。この農用地区域から除外するには法で定められた要件に当てはまる必要がありますので、その要件について、テキストを使って説明します。

こちらの緑色の「農地関連法制度」と書かれてあるテキストの18ページをお願いします。

下段の(3)農用地区域からの除外の基準と書かれているところを御覧ください。

全部で6つの要件全てを満たす必要があります。6つの要件を読み上げます。

①農用地以外に供することが適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。こちらは、那珂川市のほかの地域に代わりとなる区域がないかという点を確認しており、条件に合う代替地がないと判断しています。

②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。こちらは、今回の対象区域は地域計画外の区域となるため、該当しません。

③農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。こちらは、例えば、農用地区域内の真ん中の区域であれば利用に支障を及ぼすことが懸念されますが、今回の区域については農用地区域の北端であり、三方が市街化区域に囲まれています。南側も県道で分断されているため、支障を及ぼすおそれはないと判断しています。

次に、テキストの20ページをお願いします。

④効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこととあります。こちらは、区域内に耕作地がある認定農業者については耕作面積が減ることになるので、代替地の希望をされる方については、ほかに紹介できる土地がないか、検討を進めていきます。

⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。こちらは、ため池や農業用排水路等の機能に支障を及ぼすおそれがない計画であるため、その機能に影響を及ぼすおそれはありません。

⑥農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること。こちらについては該当しません。

以上、6つの要件です。

なお、今回の事業につきましては、国、県と協議をしながら手続を進めている状況です。今回の土地区画整理事業は、この全ての要件を満たしております。この要件を満たした上で、農業委員会の意見を聴取する必要があります。

詳しい整備計画につきましては都市計画課に説明をしていただきます。

それでは、よろしく申し上げます。

資料は、議案書の53ページ、54ページ、A3の資料になっています。こちらをお開きになってお願いします。

## ○都市計画課

では、資料について御説明させていただきます。都市計画課の川内と申します。よろしくお願ひします。座って御説明させていただきます。

それでは、カラーになっておりますA3サイズの1つ目の、まずは地区概要について、1番のところから順番に御説明させていただきます。

今回、都市計画手続については都市計画課より、そして、土地区画整理事業については後ほど〇〇株式会社より説明させていただきたいと思ひます。

福岡広域都市計画の見直しの一環といたしまして、五郎丸地区において将来を見据えたまちづくりを進めるという目的で、現在、農用地区域となっております一部の土地を農振除外として市街化編入を検討しているところです。

資料の左側の真ん中にあります航空写真の図を御覧いただきたいんですが、赤く囲っております約19ヘクタールの範囲、こちらが市街化編入を検討しているエリア、また、それに伴って用途地域の変更、地区計画を検討しているところです。

その内側に青色で囲っておりますエリア、これが面積としては約11ヘクタール。現在、土地区画整理事業を検討している地域となります。

続いて、視線を資料の右上に移していただきたいのですが、カラフルな地図が載っているかと思ひます。これは都市計画マスタープランという冊子がありますが、その抜粋のものになります。将来の那珂川市の、まちの絵姿というものを描いたものでして、おおむね10年に1度見直しているものです。

マスタープランには、五郎丸地区においては、都市計画の手法の活用や土地区画整理事業等の市街地開発事業により、住宅や利便施設、業務施設の立地を誘導し、利便性の高い市街地の創出を検討する地区として位置づけられております。つまり、この地図で赤く塗られている部分というのが都市計画でいう拠点、そして、この五郎丸地区においても、この拠点を検討する地域として位置づけられているということがございます。

続いて、2枚目の資料が、もう少し具体的な都市計画についての内容が記載されている資料になります。

左上に「都市計画」とありますが、都市計画というのは、つまり将来のまちの姿を意味しておりまして、例えば、ここに大きな病院を造りましょうでありますとか、住居はこのくらいの高さにしましょうといったルールを示すようなものになります。

その考えに沿った資料としては、「◆都市計画」とダイヤの印をつけております、矢印で左から右に移り変わっている図があると思うんですが、この右側を見ていただければと思ひます。この色分けが、将来的にどのような建物を建てられるかという用途地域となりまして、五郎丸地区においてはお示しの内容への変更を検討しています。

この用途地域の変更と併せまして、現在、市街化調整区域となっている当該地域については、市街化編入をすることとなります。市街化編入することというのが、簡単に言えば、これから積極的にまちづくりを進めていく場所というようなことで定めるというものになります。この編入によって、土地の利用の幅が広がったりでありますとか、地域の活性化にもつながるものであると都市計画課としては考えております。

そして、スケジュールについてです。5番の今後のスケジュール、一番下のところを見ていただければと思います。

このスケジュールは、都市計画の手續に関するそのものについてのスケジュールにはなるんですが、現在は市の都市計画課を通じまして、県や国と協議段階です。8月には原案の縦覧、冬に計画案の縦覧を経まして、予定どおりに進めば、来年度、令和8年4月に市街化編入の予定となります。

それでは、都市計画課からの説明は以上となりますが、土地区画整理事業について昭和株式会社より御説明させていただきます。

資料の配付がございますので、少しお待ちください。

〔資料配付〕

## ○コンサルタント

皆様、資料のほうは行き渡りましたでしょうか。

そうしましたら、改めまして私、〇〇株式会社、〇〇と申します。

我々は今、五郎丸地区の土地区画整理準備組合をやっているんですが、その事務局兼コンサルタントとして入らせていただいておりますので、本日、説明の機会をいただきましたので、よろしく願いいたします。

それでは、私のほうからは、土地区画整理事業に関しまして少しお話をさせていただきますと思います。

今し方、都市計画課のほうより御説明がありましたが、那珂川市としましては、五郎丸地区に関しまして今後土地活用を図っていこうというような計画がございますが、当該地区に関しましては、実はかなり前、10年以上前かな、大手の商業者が出店を希望されていたところではあるんですが、いろんな制約、法律の改正等もありまして、その話は撤退という形になっておりました。

ところが、地権者としましては土地活用を図っていききたいという御意向が強くありましたので、引き続きそういったまちづくりができないかというようなところで、令和3年の12月にまちづくり協議会を立ち上げまして、その中で、どういったまちづくりを進めていくかということは今まで検討してきております。

その中で、最終的に土地区画整理事業という手法を使ってまちづくりを進めましょうということを決めて、昨年、令和6年の4月に準備組合というものを設立しております。これは区画整理で進めていこうということになりましたので、より具体的に事業に向かって進める組織として立ち上げを行っております。

土地区画整理事業を御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、開発手法の一つになりまして、特徴的なのは、皆様の土地、地権者の土地から少しずつ土地を提供いただいて、道路だったり公園だったり、そういった公共施設を造る。

それからもう一つは、事業を回すにはどうしてもお金が必要になりますので、その事業地を保留地として企業に買ってもらうというような手法でございます。それを、地権者の土地を再配置しまして、換地としてお返しするというような手法でございます。その土地区画整理事業を今後進めていこうということで今取り組んでいるところなんですが、今お

配りした資料の1枚目に大きな図面がございます。先ほど都市計画課のほうから、今後こういう土地利用を図っていきたいと、市の方向性として示していただいたんですが、その中で、地権者と一緒にどういうまちづくりを進めていくかというところで、今お配りしたのが、現段階での案です。詳細はまだ決まっておられませんので、まだ現状の案ということで捉えていただければと思うんですが、このお配りしている図面の中で、この赤いラインというのが骨格道路、メインの道路になります。この黄色い部分でお示しているのが住宅地を想定しています。一方、このピンクのところに関しましては、一応、商業店舗を誘致しようという計画でございます。

そういった形で今事業を進めておりまして、先ほど都市計画課のほうから御説明がありました市街化区域への編入、これが来年の4月頃を予定しているんですが、それをもって来年度中、まだ具体的なスケジュールは決まっておませんが、今のところの予定では、来年度中には事業認可を取りたいと考えております。

そのスケジュールの件なんですが、2枚目に、今想定スケジュールをお入れしていますので、見ていただければと思います。

これは令和6年度からスケジュールを引いておりますが、今現状、令和7年度の7月でございますが、令和8年の4月に区域編入というのを想定してございまして、それまでに、具体的にもう少し区画整理事業の計画を固めていこうという段階でございます。

地権者の皆様にはいろいろと御協力をいただいている中で、例えば、ここは埋蔵文化財の包蔵地が全域にかかっておりますので、どれぐらい今後、本掘調査をしなければいけないかというところで、今、市のほうにも御協力をいただいて、試掘調査を令和6年からやっております。

最終的にはこの区域編入をもって認可をいただければ事業が開始するということとなりますので、事業を開始していきなりまちができるというわけではなくて、そこから本掘調査であったりとか、あとはいろいろ造成の工事に入っていくとか、そういった今後の展開になっていくかと思っております。

なので、今現状が農地ですので、当然その辺りでいろいろと皆様にも説明の機会は今後あるかと思っておりますので、今後とも、事業への御理解と御協力をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上となります。

#### ○議長

何かお尋ねしたいこと、質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

#### ○推進委員

1枚目のピンクのところは商業施設ということになってはいますが、今、計画的に、営業所のところに商業施設を造る計画があるじゃないですか、運動公園のところに。

#### ○コンサルタント

別の地区ですか。

#### ○推進委員

そうですね。そこと五郎丸地区ってそんなに離れていないと思うんですけど、そういう

近い地域でどのような商業施設を思っているんですか。

#### ○コンサルタント

今現状では誘致する店舗というのは決まっていなくて今後の計画になるんですが、おっしゃるとおり、営業所のところでも商業店舗できますので、少なくとも、そこと重複してしまうと皆さんも困りますし、多分、事業者さんとしても売上げに直結する話だと思いますので、少し毛色の違うものを誘致したいなというふうには考えております。ただ、実情、今はまだ決まっていないというのが前提でございます。

#### ○議長

はい、どうぞ。

#### ○農業委員

ミリカから松木南かな、この二車線の道路、今でも春日のほうに行くのには朝晩混むわけですよ。それでここにできたら、いよいよ朝晩の渋滞が激しくなるんじゃないかと。この問題は、10年前にそういう経緯があったときに、大多数の人は、これ以上道が混むと仕事にも行けんという話が出たわけですよ。そこら辺の解決方法はあるんですか。

#### ○コンサルタント

開発をする際に当たっては、開発によってどれくらい交通量が増えるのか、現況からどれくらい増えるのかというところをきちんと調査をして、それをもって警察や、道路管理者ときちんと協議をしなければいけないと。当然、渋滞が発生するのであればその改善策まで示さなきゃいけないということになっていきますので、その辺りをきちんと協議をした上で、今後計画を進めていきたいと考えております。

#### ○議長

はい、どうぞ。

#### ○農業委員

この図面の中で、住宅とかが将来建ちますよね。水路関係は今、緑の一部、今の現水路だと思ってるんですが、排水とか、そういった将来的なものです。それは多分計画されていると思うんですが、それは入っていないから。多分ここに住宅建てば、そういった排水関係がなかなか厳しくなってくると思うんですよ。

#### ○コンサルタント

そうですね。当然、今現状が農地になりますので、これを宅地化することによって排水が増えてしまうというところがありますけれども、当然それは開発をする際に当たっては、開発によって排水が増えるものをどう処理するのかというところまできちんと求められております。この図面上では非常に見にくいんですけど、この緑のところにも今、公園を想定しているんですが、この地下に調整池というものを設ける予定でございます。

その調整池機能というのが、いわゆるこの開発によって排水が増えた分をそこで調整して流していくというような形になりますので、今までの現況の水路に影響がないように我々のほうで計画して、それは那珂川市や県の河川課、その辺りと協議をした上で、きちんと排水も問題ないというところまで協議をさせていただきます。

今、この調整池に関しては、公園の下で想定はしているんですが、これも計画としてま

だ固まっていないので、今後違う位置に調整池を造ったりという可能性もありますので、今現状の案ということで捉えていただければ幸いです。

**○農業委員**

それから、すみません、分かりませんが、住宅地に植栽の基準とかあるのかなというのとは。

**○コンサルタント**

その辺りは地区計画の話になると思います。

一応、緑地の確保というのは開発面積の3%取らなければいけないという形になっているので、公園だったりとか、緑道だったりとか、そういった形で確保はするんですけど、個々の住宅に関して植栽などの規定は、まだ地区計画の中にはないですか。

**○都市計画課**

ありません。

**○コンサルタント**

ということであれば規制はないですね。設けなきゃいけないとかという話はありません。

**○農業委員**

先ほど言われるように、交通が一番懸念されるのかなと私も思うんですよ。今でも渋滞しますからね。そういった交通量の調査とか、そういった、一日の台数とかを調査されて、どういった解消策、もう無理ですかね、拡幅するのは。

例えば、将来ここに迂回するとか、そういった新道路とか計画しないと、今のままでここに例えば商業施設とかいろんな建ち込んだときに、もっと厳しくなりますよ。それが、皆さん分かってあるかと思っているんですが、松木とかの隣地に流れていくんですよ、隣の区のほうに。だから、当然そういう部分もあるし、危険な状態になる可能性が出てきますね。そういうところも考えてしていかないと、あのときこう考えとかないかんやったりかよくありますからね。隣地とよく協議をされて、隣地の意見も聞いてやっぱり計画されたほうが良いと思います。

**○議長**

はい、どうぞ。

**○推進委員**

6年度の計画を書いていますけれども、今年お米がこれだけ少なく取れている中にこういう問題があったので、私たちは農業委員会ですので、農業を推進していくのが基本のですね。その中で、この計画に対してそういう意見はないんですか。もっと農業をしていったほうが良いとかですね。売ろうと思っていたけれども、今年の、7年度のお米の騒動のことを考えてとか、そういうことはないんですか。

**○コンサルタント**

今日こういう場をいただきましたけれども、計画が固まりましたら改めて意見をお伺いする機会を設けたいと思っておりますので、その場でそういったやり取りがもしかしたら出てくるのかなと思っております。

**○議長**

はい、どうぞ。

**○農業委員**

1つは、この道の、東地区公民館のほうに抜ける道とか、突き当たりになりますよね。その先が、今抜け道として結構危ないんですね、小学校とかあって。今でも結構飛ばして、狭いのに飛ばして通るというのもあって、それがちょうどそこにぶち当たるような構造になっているんですよ、計画案では。これって、とても何か、前から言われていたことなんですよ、ここにこのまま通せば後が困るのではないかと、先がもう広げる道がないんじゃないかというふうな意見をかなり聞いているんですよ。

それともう一つ、地権者のほうの説明、中間報告会とかという予定で書いてありますが、地権者なので分かるんですが、これは一切あっていないですよ。

**○コンサルタント**

ちょっとスケジュールが、今これはまだ最新のものではないので、少し遅れてはいるんですけども。

**○農業委員**

全くないですよ。

**○コンサルタント**

必ず御説明の機会はさせていただきますので。

**番農業委員**

その辺ですね、はい。

**○コンサルタント**

改めてそれは御案内させていただきます。

**○議長**

ほかはないでしょうか。はい、どうぞ。

**○推進委員**

土地利用計画図の白抜きのところは、これは幼稚園か保育所ですよ。

**○コンサルタント**

はい。

**○推進委員**

やっぱりこちらの園児をちょっと心配するんですけども、今言われているように交通量が多くなるとか、周りが商業地になっていきますよね、これでいくと。その中で、園児たちが良好な保育とかが受けられる環境が残るのかなというような心配もありますし、例えばこの緑地ですけど、緑地をちょっと隣に持ってきてもらうとか、何かそういうふうな話というのがちゃんと幼稚園、保育所のほうとの協議がなされているのかなと思ってちょっと心配して発言させてもらいました。

**○コンサルタント**

一応、当然、安全というところも含めて、一つは歩道をきちんと設けるといふところの計画はしております。

あとは、保育園さんとか幼稚園さんに関しましても、今回の区画整理事業の地区内では

ないんですけれども、隣接しておりますので、当然その辺りの事業説明はきちんと行って  
いこうと思っています。

**○推進委員**

これからということですか。

**○コンサルタント**

そうですね。既にお話はさせていただいてるんですけど、きちんと事業説明という形では  
なくて、今、御協力をお願いしますということでお話をしている段階なので。

**○推進委員**

よろしくお願いします。

**○議長**

はい、どうぞ。

**○推進委員**

その利用のときに説明をされるという、環境ですね。実際に〇〇のほうの〇〇園を建て  
るとき、すごく自然豊かなところですね。環境がいいとかいうその説明を受けているん  
ですけど、実際に、今日ちょっと資料にもありましたけど、そのそば、そのすぐ横に工場が  
建ちます。見に行かれたら分かるんですけど、回りは全部、材木置場とか、そういうふう  
なことで囲まれていて、本当にこれが自然豊かな保育をしようという環境になっているの  
かなというのをこの頃ちょっと感じたんですね。

今回、ここの地区に関しましても、商業施設がやっぱりできると、例えば、その商業に  
よってはいろんなことがあるんですけど、本当にいい環境なのかなと。この周りが自  
然豊かという、那珂川にそういう目的で移り住んだりとか、来られる方たちが、来てみた  
ら、「えっ、何、最初の目的と違うね」とか、そういう本当に那珂川が目指している自然  
豊かなところ、確かに、こういう商業的なことも地域発展のためとかいうのもあると思  
うんですけども、そこはもっと配慮していただきたいなということを思います。

それを踏まえて、さっきの地権者さんたちにも、もっと情報提供とか、話し合いを持った  
上で、納得するような進め方をしてほしいなと思います。

**○コンサルタント**

ありがとうございます。

**○議長**

いろいろ御意見いただきましてありがとうございます。

ほかにご覧いませんか。はい、どうぞ。

**○農業委員**

2点あるんですけど、1つは、農地が当然減りますよね。これは、県の前の指導が、そ  
の分を、減になったらほかのところの代替地で見つけてこないといかんというような指導  
があったというふうに聞いたけど、それが1つ。

あと、ここは五郎丸区域になりますけど、隣の松木地区、そういった区の説明と同意あ  
たりが、後でトラブルすることがよくありますからね。どことか言えませんが、町が買った  
ときに事前に全然協議していなかったから反対にこうなったとかあるから、やっぱり抜け

道で抜けるから、当然そこはやっぱり十分気をつけておかないと、計画した、完成した、後で問題が起きたとか往々にしてあるから、やっぱり松木とか五郎丸あたりの地権者が持ってありますけど、そういった辺りは協議をしたほうがいいと思いますね。

○議長

よろしいでしょうか。ほかに何か質問は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、いろいろ御意見いただきましてありがとうございました。

ほかに質疑がないようですので、採決を行います。

○農業委員

すみません。

○議長

はい。

○農業委員

意見を出して、今日採決するわけ、農業委員会として。

○議長

委員会ができていますよね

○農業委員

ええ。

○議長

農業委員会の中から五、六名は、この区画整理の委員として入って、またお話が続いていくと思います、協議が続いていくと思いますけど、どなたか分かりますか。

○事務局

改選後、1回目の農業委員会で促進協議会の委員をお願いしますということで5名の委員の方をお願いしております、また促進協議会というのが来月、詳しい日程はまだ決まっておられませんけれども、そちらのほうでもまた協議を進めていきたいと思っています。

○議長

よろしいですか。そういう委員会でまた検討がいろいろあるということですので、この農業委員会の中から、後日この都市計画に対する委員会の日程が決まり次第御案内があると思いますので、委員になってある方はぜひ出席してください。

よろしいですかね、ほかに意見は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、回答することに賛成の委員は挙手をお願いします。

まだいろいろ意味が分からないと思いますけど、賛成するもしないも、何か説明とかも分からないし。

○農業委員

先ほど意見を出しました、それをまとめて、一旦それをまとめてもらわないと、なかなか

か賛成ですとかね、言われないんじゃないかなと思うんですけどね。

○農業委員

1ついいですか。

○議長

はい。

○農業委員

今ここで、農業委員会が賛成多数で可決したとなると、何か農業委員会が責任取らないかんようなふうに、何か地域の人たちがきちっと固まってこうしたいということであれば、農業委員会としては地元の意向に従ってオーケーですよというふうになるんじゃないかなと。

○議長

そうですね。

○農業委員

先に農業委員会がオーケーですということはできるのかな。

○事務局

御意見をいただいたところで、現段階のこの農業委員会としては、これを進めていくに当たって、農用地区域から除外するという手続を進めていく上で異議がないかというのを、今現時点では審議をいただけたらと思います。その中身については、これからもう少し、皆さんが今言われた意見を取り込みながら進めてはいきたいと思うんけれども、今現段階としてはそこを除外することについての異議がないですかというのを聞きたいと思いますので、その辺を踏まえてお願いします。

○議長

ちょっと反対のようなところがありますか。

○コンサルタント

すみません、事業としての地権者さんの合意というのは、事業側でまた別途取らせていただきますので、当然、地権者さんが反対されれば事業は進みませんので、その辺りを伺う機会があります。なので、事業側の方々は改めて我々のほうで確認をさせていただきます。

○議長

さっき言われたように、農業委員会が賛成してるから各個人の方からのいろんな意見が出ても、何かやっぱり心配しますよね、農業委員として。

○農業委員

その後、問題出てくると思います、農業委員会が賛成したとなると。地権者あたりにも全員賛成でないということを聞いていますから。そういったことも踏まえてしないと、農業委員会がこの計画に賛成すると言われるんじゃないでしょうか。

いろんな懸案事項がある、そういうのをやっぱりまとめて、検討するなり、それをクリアした後で問題ないと確認しないと、難しいんじゃないかと思いますけどね。

○議長

どうですかね。ここで採決を採ると言っても、今いろんな意見が出たので、ちょっと採決に、決定になるかどうかというのを。

**○事務局**

ここで御審議いただかないと、今後、県とかにも農業委員会の意見を付して進めていく必要があります。

日程的な話にはなりますけれども、ここの意見で進めていくという判断ができないと、それが全部後ろ倒しになって、今話していた計画というのは全て後ろ倒しになっていくようなことになります。

日程的にどうこうという話ではないとは思いますが、今回の農業委員会として様々な意見、こう言ったほうがいい、こうしないと問題が生じるということが出てくると思いますので、それについてはこれからのお話であるので、それを進めるためにも、本日には審議をしていただいて、了承をいただかないと、その進む段階にも進めないということになってしまいます。

なので、その辺も踏まえて、この計画自体に全部賛成だというようなことではなくて、農業委員会の意見として、この先に進めていくためにも、決議をとる必要があります。

**○農業委員**

イエスとかノーとかじゃなくて、農業委員会で7月10日に説明をさせていただきましたという段階じゃないんですか。

**○事務局**

はい。

**○農業委員**

今決議して、手を挙げることができない。

**○議長**

はい、どうぞ。

**○推進委員**

私もそう思います。それこそ、今言っていらっしゃる計画は、もう後がないので、早く私たちに採決してくださいということですよ。違いますか。

**○推進委員**

もう少し審議していく必要があるんじゃないでしょうか。だって、これは通れば県に農業委員会が賛成したということになりますよね。

**○事務局**

農業委員会に意見を聞いたということになります。

**○推進委員**

そうですよね。だから、もっと私たちはちゃんと聞いて、納得して、那珂川市のためということであればいいと思うんですけども、もともとやはり私たちは農業を皆さんにもっとちゃんとしてほしい、本当はそうですよね。いろいろな宅地に転用されるよりも、農業を続けていくためにどうしたらいいかというものを私たちは本当はしていかなきゃいけないことだと思うんですね。そこはちょっと何か違うかなと思います。

## ○事務局

すみません、ちょっといいですか。

今回、この農業委員会の意見聴取というのは、農用地区域、農用地の除外に関して要件を満たしているかというところが観点になります。そこは満たしているというところで協議を行っておりまして、県のほうと国のほうとですね。そこについては問題ありません。

農業委員会の意見に関しては、例えば、異議がないとかそういう話ではなくて、今後、きちんと都市計画の法律の中で、この配られている、この2枚目のスケジュールですね。その中で話を、事業として地権者の同意であったりとか、きちんと納得をいただくというところで条件をつけて意見を述べるということができるとですね。

なので、今この事業に対していい、悪いとかという判断ではなくて、意見聴取、農業委員会としての意見を言うということになりますので、そこに関しては何も問題なく、条件なくいいということではなくて、そういう回答の仕方でもできるので、そこら辺も含めて審議いただければと思います。

## ○事務局

うちの農業委員会としては、その事業の話は多分これから先で進めていくことになるんですけど、先ほど説明したこの要件に当てはまっているかどうかというのを審議していただいて、ここに、除外する要件に当てはまっていますよというような今回の審議になっています。

## ○都市計画課

区画整理事業に関する意見聴取はまた別途、こちらの農業委員会様につけさせていただき予定しております。今回は議題の部分についての御審議をいただけたらというところで考えております。失礼いたします。

## ○議長

はい、どうぞ。

## ○農業委員

条件を満たしているから賛成というのであれば、この場にかける必要がないような感じがします。条件だけを見れば全部もうクリアしていますよという、それだけでいいわけじゃないですか。ここで審議する必要はないのではないかという気がしますけど。何のための農業委員会なのかというのがちょっと納得がいかないかなという気がします。

## ○議長

もう一回、農業委員会として、何をどこまで審議する必要があるのか確認する必要がありますかね。はい、どうぞ。

## ○事務局長

今回の分、変更に関する意見徴収ということでこの場を開かせていただいて、様々な御意見が出ました。それについては意見として反映させていくよというふうな趣旨で今回この場を開かせていただいているところなので、今出てきた御意見、御心配事、まだ地権者との整理がついていないところ、いろいろあるかと思います。その意見を付して、様々なところでこの問題を解決しなければいけませんよということを付した上で農業委員会とし

てゴーサインを出すというところが、今回のこの場の設定なのかなというふうに考えております。

今、様々な御意見が出ました。この場だけでは解決できないこと、交通量の調査についてはどうなっているのか、配置についてはどうなっているのかというふうなところは今後。あと、地権者への説明であつたりまだできていないところについては今後進めていきますというところで、きっちりと住民の合意形成を図った上で事業を進める。交通量の調査についてはきっちり諮って、今の現在に影響がないようにするというところで農業委員会の報告。あとは、先ほど御意見をいただきました農地について、代替でどこか設けることができないのかというふうなところ、なかなかその辺の意見は難しいのかなとは思いますが、その辺についても意見として聞かせていただいて、この中で反映させるよというふうなところでの今回の議決とさせていただければなと思いますので、よろしく願いをいたします。

#### ○議長

この農業委員会で賛成って、そうなったからというそういうことじゃなくて、こういう計画で審議を聞いていただいて、進めることに対してはどうなることかは分かりません、いろんな委員会もあつたり、都市計画もいろいろあると思うので、とにかく、審議を進めていくために、ここで一応、説明は聞きました、どうなるかはまだ先のことで分からないと思うけど、これが賛成というわけじゃなくて、審議を進めていくため、都市計画で進めていくために、一応こういう話ですよということを農業委員の方に分かっていたら、じゃ、それから地権者なり、都市計画なりなんりの段階に入ると思うので、こういう話を農業委員として聞きましたということでもいいと思うんですけど。はい。

#### ○推進委員

この地域は、去年まで集約していた地域ですよ。農業集落とかいろいろして、まとめて担い手とかなんとかしていた地域ですかね、ここはね。

#### ○事務局

地域計画の範囲外です。

#### ○推進委員

ここは今、赤線のところは範囲外ということですか。

#### ○議長

はい。

#### ○農業委員

結局、農地以外にしていいですかというところの話でしょう。

#### ○事務局

農用地から除外することについての、先ほど御説明した6つの基準に関して、中身についてはここで意見を聴取しましたので、その意見を聴取して進めていく話にはもちろんなっていくんですけども、現段階の、農業委員会として何を審議するのかというのが、先ほどテキストでお話をした6つの基準に当てはまるかどうか、そこを御判断いただくということになるので、この計画はまだ案になりますので、そちらについてはもちろん審

議を諮って進めていく段階でもありますし、もちろん、地権者さんのお話もありながら進めていく話であって、そこで反対するようなことがもしあれば、その段階でまた考え直していかなければならないということになります。

今回のこの農業委員会については、今いただいた意見というのを聴取して、そちらについて、もちろん、次に話を進める際にもこういう意見が出ましたということ踏まえて進めていきますし、今回の段階ではこの6つの要件に、これについては間違いないよねというのを御審議いただいて判断していただく段階。その中身についてはまた今後のお話になってくるかと思しますので、これについて、〇〇委員が言われるとおりに、それに除外していいかどうかというのをまずここで諮る、それについて大丈夫かどうか。というのを御審議いただければと思います。

**○農業委員**

最終的に農業委員会の意見を申達するというね、いろいろ関係機関があるんですよ、同意書とはちょっと思うけど、農業委員会の位置づけとして、会長として意見が問題ないというような意見を付して出すわけでしょう。

**○事務局**

はい。

**○農業委員**

農地法というのは、これに引っかかりませんかという意味やろうと思います。

**○事務局**

そうです、はい。

**○農業委員**

うん。引っかからなかったら、農業委員会としては許可していいんじゃないかという意味でしょう。

**○事務局**

そうですね。その、中身についてはまた別の……

**○農業委員**

うん、中身については別の話でしょう。

**○事務局**

別の話になります。

**○農業委員**

中身は今から検討して、だから、その場所を農地以外に転用すると。それが法律的には当てはまっていますよということだから、いいんじゃないでしょうか。もうあとは、農業委員会は法律に基づいて許可しましたと。あとの中身はいろいろなところで調整したり協議して決まっていくということですよ。

**○事務局**

はい、そうです。

すみません、先にそのしっかりとした説明、この意味を説明した上でお話しできればよかったんですが、おっしゃるとおりです。

### ○農業委員

農業委員会は、ただその開発の申請だけじゃなしに、全体的な農業、市の農業後継者の問題とか、そういうところもやはり検討していくべきやないかなと思うんです。他の市町村はどういうふうにしているか分からないけど。ただ、申し訳ないけど、農業委員会はこの農転の関係だけの委員会ではなくて、やっぱり後継者の問題とか今出てきていますよ。問題、課題があるから、その辺りもやはり委員さんがいますから、そういうところも検討していく、総合的にやはりしていかないといけないですね。

### ○事務局

そうですね、はい。

### ○農業委員

法律にもクリアしてから問題ないとそう言うなら、それは先ほど言われたように、ここにかける必要ない。問題なくて、もうクリアしていますから説明して終わりますだけでいいのかなと私は思いますね。

### ○農業委員

法律に基づいて農業委員会というのはありますからね。

### ○農業委員

許可要件のとおりになっていますよということであれば、反対されないんじゃないかな。だから、中身としては後でいろいろ解決せないかんことあるけど、農地法に関係しては、法律上は通っていますよということやないとかいな。

### ○議長

はい、どうぞ。

### ○農業委員

ここではその説明で納得するのかもしれませんが、一般的な、他の人たちからすると、農業委員会の役目というのがはっきり把握されていない。もう農業委員会が了承すれば何でも通るよみたいな流れというのもあたりするんですよ。それをそのまま県に上げるわけじゃないですか。県のほうがどういうふうに判断するのかというのもあるし、私たちだけじゃなくて一般的な人たちは、「あっ、農業委員会が了承したんだ」という感じで多分流れるんですよ。法的なものが大丈夫だから了承されたとかというのはここだけの話で、多分、農業委員会というのをもっと重く見ている人たちもいるんじゃないかなと思うんですよ。その辺がどんなになっているのかなと思って。

何か事業があつたりするときには、農業委員会さんにちょっと頼みに行ってくるわと言う人もいたりするんですよ。通してくださいって。いや、そんなことは聞かないのは聞かないんですけど、昔の考えの人たちは、何かそんな感じの人たちもいるので、多分ここで了承されたというのがみんなに分かれれば、「ああ、そうなんだ」と、わーっと広がるんじゃないかなという、ちょっと心配もあるんですよ。

### ○議長

那珂川市の五郎丸地区でこういう農地区域を除外するというような案が浮かび上がって、じゃ、それを進めていくためには国のこういう制度というか、資料というか、こういうの

があるから、これに該当しますよということで、あとの話はこれからの話であって、途中でやめになるかもしれん、いろんなことがあるかと思うので、農業委員としては、さっき言われましたように、この基準に満たっているからいいんじゃないかと言ったらあれですけど、いろいろな御意見はあったけど、それは今からということ。

#### ○事務局

あくまで意見を提出するという形なので、ここで承認、不承認ということではなくて、今までいただいた意見をそのまま上げていただくという形が取れると思うんですね。なので、今日いただいた意見を回答の文書として、意見の提出としてどういった形にするかというのを事務局のほうでまとめさせていただいて、次回の農業委員会総会のほうに、こういった意見で提出してよろしいかというところでお諮りするという形で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

#### ○議長

そうですね。そうしないと意味合いもまだはっきり分かっていないし。

ちょっと話が進みませんので、取りあえず、いろいろあろうかと思えますけど。

#### ○事務局

今言った内容で進めていって、その意見を付してというのを……

#### ○議長

内容で進めていかれていいかどうか。

#### ○事務局

この事業に賛成というわけではなく、こうやって進めていく、今意見をいただいたところで、また次の農業委員で意見書を見てもらった上で進めていくことでよろしいかというのを判断いただきたい。

#### ○農業委員

取りあえず今回、その話を聞きましたという手挙げでお願いできればと思いますが。

#### ○農業委員

はい。賛成というか、聞きましたというのだったら挙げられますということで。

#### ○議長

よろしいですかね。

それでは、次回の農業委員会にて、農業委員会の意見をまとめて意見書を作成するということに関して賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

#### ○議長

全員じゃなくても、賛成多数により、議案第26号は異議なしとして回答することに決定しました。よろしいですかね。

それでは、御説明いただきました都市計画の方々、今後よろしく願いしておきます、またいろんな意見があろうかと思えますので。

#### ○コンサルタント

どうもありがとうございました。

[都市計画課、コンサルタント退室]

## ○議長

それでは、次に、報告事項です。

報告について、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。

## ○事務局

報告第10号、番号1、2、専決処分について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書（相続）について報告します。

議案書は56ページをお願いします。

相続、法人の合併・分割、時効取得等により許可を受けることなく農地の権利を取得した者は、権利の取得を知った日からおおむね10か月以内に農業委員会に届出をすることとされており、農地法第3条の許可は不要とされています。

資料編は13ページが該当の土地となっております。

相続により所有権を取得した者の氏名、住所、取得した土地の所在地は記載のとおりです。

続きまして、議案書の58ページ、59ページを御覧ください。こちらの該当の農地については、資料編の14ページが該当の農地でございます。

相続により所有権を取得した者の氏名、住所、取得した土地の所在地は記載のとおりでございます。

以上、相続についての届出書についての報告を終わります。

次に、その他として、農地パトロールについての御説明をいたします。

議案書の60ページを御覧ください。

農業委員会では、農地法に基づいて毎年8月に農地パトロールを行います。地域の農地利用状況の確認や遊休農地の実態把握と発生防止などを目的として実施します。

61ページをお願いします。

農地パトロール実施計画書を御覧ください。

班編成は1班を4人編成とし、班ごとに分かれて調査を実施します。

調査場所は、別冊の黄色のファイルにとじております調査票に記載のある農地を重点的に見ていきます。

調査内容は、遊休農地、農地転用届出の受理通知後の履行状況、市街化区域の農地転用、利用権設定後の履行状況等でございます。また、それぞれの農地については事務局が写真撮影を行います。

62ページを御覧ください。

農地パトロールの調査項目について説明します。

調査項目につきましては5項目に分類をし、調査表を作成しております。

①相続税納税猶予制度を利用している農地の耕作状況を確認します。

②令和6年度に転用・所有権移転を行った土地で、3条許可及び農地転用届出の内容のとおり履行しているか、確認をします。

- ③令和6年度遊休農地として国に報告している農地の現況を確認します。
- ④前回の農地パトロール後に通報があった農地や新規に発見した遊休農地を確認します。
- ⑤令和6年度に利用権設定した農地の耕作状況を確認します。

63ページをお願いします。

日程表の案を作成しております。

2点修正がございまして、まず一つは、8月18日の集合場所が「井尻公民館」となっていますが、「西畑公民館」へ変更をお願いします。

あともう一点が、8月1日と4日が入れ替わりになりますので、今8月1日が神代委員、内野委員になっていますけれども、これが8月4日。逆に、8月4日の分が上野委員、池田委員の調査日が8月1日になりますので、御修正をお願いします。

この日程でまだ御都合の悪い方がいらっしゃいましたら、委員会終了後、もしくは来週の金曜日、7月18日までに事務局まで御連絡ください。また日程が近くなってまいりまして変更等がございましたら、事務局まで御連絡をいただけたらと思います。

次に、64ページを御覧ください。

詳しい調査方法については現地を確認しながら行いたいと思いますが、簡単に御説明をいたします。

まず、対象の農地が、耕作中であるのか、保全管理をしているのか、それとも遊休農地となっているか、確認をします。そして、遊休農地となっている場合、64ページの赤枠で囲っている区分のどれに該当するかを確認し、青枠の遊休化した理由を選択して記入していただきます。

そして、右側の農地パトロール後の流れですが、農地パトロールで遊休農地の区分が④であった農地は、調査より1か月以内に所有者等へ非農地通知を发出します。

遊休農地の区分が①から③であった農地は、調査より1か月以内に所有者等へ利用意向調査を送付し、意向を確認します。この利用意向調査と併せて農地情報照会同意書というものを同封しております。これは農地所有者が買手や借手を探している場合に提出していただければ、農地を探している新規就農者や担い手に、情報提供、照会ができるものになっております。

農地パトロールについての説明は以上です。

[今後の研修会についての説明]

#### ○議長

それでは、長々と今日はいろいろ御意見をいただきましてありがとうございました。

今後はまた皆様方の意見を重視して、都市計画の委員の方が——まだ日にちは決まっていないですか。

#### ○事務局

そうです、はい。

#### ○議長

委員になられてある方はまた御案内があるかと思しますので、そのときにまた御意見を聞いたり、いろいろ考えていただきたいと思います。

それでは、今日は長くなりましたけど、本日の総会を閉会といたします。

暑い日が続いておりますので、皆様方もお体には十分注意してお仕事なさってください。本日はありがとうございました。

午前11時 閉会